事業群評価調書（令和８年度実施）

基本戦略名	2-3 安心して生活できる環境づくりを推進する	事業群主管所属・課(室)長名	県民生活環境部　食品安全・消費生活課	市瀬　良一
施策名	2　食品の安全・安心の確保と消費生活の安定・向上	事業群関係課（室）		
事業群名	②　食品の安全性に関する理解促進	令和７年度事業費（千円）	※下記「２．令和７年度取組実績」の事業費（R7実績）の合計額	6,011

１．計画等概要

（長崎県総合計画みんなの未来図2030　本文）

県民の食品添加物、残留農薬、輸入食品等に対する不安を解消するため意見交換会（リスクコミュニケーション）などを通じた理解促進や民間事業者と連携した食品の安全・安心講座の実施に取り組みます。

（取組項目）

ⅰ）食品の安全性に関する意見交換会や講習会等のリスクコミュニケーションの実施
ⅱ）ホームページやSNS等を活用した食に関する情報発信の充実
ⅲ）食品110番※による苦情相談の受付・対応、食品表示の調査・指導の実施

※食品110番：食品表示適正化のため、県民から食品表示全般及び食品衛生等に関する苦情・相談を受け付ける窓口

事業群	指標		基準年	R8	R9	R10	R11	R12	最終目標（年度）
	食品の安全性に関する意見交換会等の参加者の理解度	目標値①		95%以上	95%以上	95%以上	95%以上	95%以上	95%以上（R12）
		実績値②	93.8%（R7）						進捗状況
		達成率②／①							—

（進捗状況の分析）

安心が実感できる食生活を実現するためには、食品の安全が確保されているだけではなく、安全に対する信頼が前提条件となるものである。そのため、県民の関心の高いテーマについて意見交換会等を開催し、より多くの県民に食品の安全性に関する正確な情報を提供するとともに、理解促進を図ることが信頼確保につながることから、意見交換会等の参加者の理解度を目標としている。

令和7年度は、県民を対象とした意見交換会、小中学生を対象とした食品安全教室、市町イベントにおける意見交換会等を開催した。また、専門学部の大学生を対象とした意見交換会等を実施し、食品の安全・安心に関する情報発信に取り組んだ。その結果、食品の安全性に対する理解の促進に寄与することができた。

令和8年度においても、引き続き県民や学生等を対象とした意見交換会や食品安全教室を開催し、食品の安全・安心に関する情報発信を継続することで、食品の安全性に対する理解の促進に努める。

２．令和７年度取組実績（令和８年度新規・補正事業は参考記載）

取組項目	中核事業	事業番号	事務事業名 / 事業期間 / 所管課(室)名	事業費（単位:千円） R6実績	R7実績	R8計画	うち一般財源	人件費（参考）	事業実施の根拠法令等	法令による事業実施の義務付け	県の裁量の余地がない事業	他の評価対象事業（公共、研究等）	事業概要 令和７年度事業内容及び実施状況（令和８年度新規・補正事業は事業内容） / 事業対象	指標（上段：活動指標、下段：成果指標） 主な指標	R6目標	R7目標	R8目標	R6実績	R7実績	達成率	令和７年度事業の成果等
取組項目ⅰⅱ	○	1	食品安全・安心推進事業費										●事業の内容 消費者、食品事業者及び行政等の相互理解と情報共有を目的として、食品の安全・安心に関するリスクコミュニケーションを開催する。 ●実施状況 教育現場等での意見交換会（情報提供等）を行うための小・中学生を対象とした食品安全教室や、市町イベントでの意見交換会の開催により、食品の安全性への関心や理解を深めた。 さらに、食品の安全性に関する情報の更なる浸透・拡散を図るため、将来食品に関する指導的立場となる大学生を対象とした食品安全講座を開催した。	【活動指標】						●事業の成果 小・中学生や大学生を対象とした食品安全教室や、県民を対象としたリスクコミュニケーションなどを22回開催し、県内各地で食品の安全性に関する正確な情報の提供や理解促進に努めたが、成果指標である「県内で購入する食品に安心している県民の割合」は目標を達成することができなかった。
				2,533	2,533	12,892								食品の安全性に関する意見交換会等の開催回数（回）	20以上			22		100%	
				2,757	2,757	13,064									21以上						
			R7-9	・食品安全基本法　第7条 ・長崎県食品の安全・安心条例 ・長崎県食品の安全・安心条例施行規則 ・長崎県食品の安全・安心条例事務取扱要領										【成果指標】							
														R7:県内で購入する食品に安心している県民の割合（%）	93			90.9		97%	
			食品安全・消費生活課	○			—	—					食品関連事業者及び消費者	R8－：食品の安全性に関する意見交換会等の参加者の理解度（%）	95以上						
取組項目ⅲ	○	2	食品の安全・安心対策強化事業費										●事業内容 食品の適正表示を図るため、県民等からの食品表示に関する苦情・相談の受付・調査を行うとともに、専任の食品表示適正化指導員を配置して巡回調査を実施する。令和8年度からは事業者に対し食品表示講習会を年間8地区で開催し、適正な表示の徹底を図る。 ●実施状況 食品表示や食品衛生等に関する苦情・相談を受け付ける窓口として「食品110番」を設置し、必要に応じて調査等を実施した。また、食品表示適正化指導員を配置し、県内全域の小売店舗等で販売されている生鮮食品、加工食品の食品表示について、巡回調査及び指導を実施した。	【活動指標】						●事業の成果 小売店舗等への食品表示巡回調査により、事業者への適正表示の周知及び不適正表示に対する指導を行った。令和7年度は再調査の対象となる店舗は無かった。
				3,736	90	5,519								-R7：食品表示巡回調査店舗数（回）	280			284		101%	
				3,478	0	5,640									280			289		103%	
			H25-	3,415	71	5,716								R8-:食品表示講習会の開催地区数（地区）	8						
				・食品表示法　第8条 ・米トレーサビリティ法　第10条										【成果指標】							
														-R7:再調査対象店舗の表示是正率（%）	100			100		100%	
			食品安全・消費生活課	○			—	—					食品関連事業者	R8-：県内で購入する食品を安全だと思う県民の割合（%）	93以上						

３．実績の検証及び解決すべき課題と解決に向けた方向性

ⅰ　食品の安全性に関する意見交換会や講習会等のリスクコミュニケーションの実施

●実績の検証及び解決すべき課題	●課題解決に向けた方向性
これまで全世代を対象とした意見交換会等を積極的に開催した結果、活動指標である開催回数は目標を達成することができ、成果指標である「県内で購入する食品に安心している県民の割合」は、目標を達成した。 令和7年度に実施した「ながさきWEB県政アンケート」や「県民意識調査アンケート」では、特に「輸入食品」「残留農薬」「食品添加物」に対して不安があると回答されていることから、これらが原因で食品に安心することができない県民が一定存在すると考えられるため、より効果的なリスクコミュニケーションやSNS等を活用した情報発信方法を検討し、食品の安全に関する正しい知識を幅広く県民に普及啓発していく必要がある。	県民が食品の安全について不安があると感じている「輸入食品」「残留農薬」「食品添加物」等を中心に、県民により直接的な理解促進につながる小規模のリスクコミュニケーション等を通じ、食品の安全性に関する正しい情報を積極的に発信していく。

ⅱ　ホームページやSNS等を活用した食に関する情報発信の充実

●実績の検証及び解決すべき課題	●課題解決に向けた方向性
食品等のリコール情報や食品表示に関する情報、リスクコミュニケーションの実施状況など、食品の安全・安心に関する最新情報については、ホームページへの掲載により速やかな情報提供を行っている。一方で、SNSによる発信については、更なる認知度向上と情報伝達の強化を図るため、今後も発信内容の充実や発信機会の拡大に取り組んでいく必要がある。	今後も、より多くの県民に対して食品の安全性に関する正確な情報の発信を行っていく必要があることから、ホームページやSNSの内容を充実させ、食品の安全・安心に関する情報を正確かつ分かりやすく伝えるための情報発信の強化に努めていく。また、食品の安全・安心のリスクコミュニケーションや食育情報誌、啓発資材等を活用してホームページやSNSのPRを積極的に行い、アクセス件数の増加に努めていく。

ⅲ　食品110番による苦情相談の受付・対応、食品表示の調査・指導の実施

●実績の検証及び解決すべき課題	●課題解決に向けた方向性
平成15年から食品表示や食品衛生等に関する苦情・相談を受け付ける窓口として「食品110番」を設置し、消費者等からの問合せに対して対応しているが、引き続き県民に対する周知が必要である。 また、令和7年度は食品表示法に基づき、小売店舗等に対する巡回調査を行った結果、再調査の対象となる店舗は無かった。このことは、これまでの巡回調査により、事業者への食品表示の周知及び不適正表示に対する指導が図られた結果であると考えるが、依然として軽微な不適正表示のある店舗が見受けられるため、今後も巡回調査による指導・啓発を継続する必要がある。	食品関連事業者が食品表示基準を遵守した適正な食品表示を行うことができるよう、「食品110番」や、食品関連事業者からの表示相談に対し適切に対応していく。また、県内全域の小売店舗等に対する巡回指導を継続するとともに、食品関連事業者を対象とした食品表示説明会やSNS等を活用した指導事例の紹介など、食品表示の適正化に向けた指導・啓発を強化していく。

４．令和８年度見直し内容及び令和９年度実施に向けた方向性

取組項目	中核事業	事業番号	事務事業名 事業期間 所管課(室)名	令和８年度事業の実施にあたり見直した内容 ※令和８年度の新たな取組は「R8新規」等と、見直しがない場合は「―」と記載	令和９年度事業の実施に向けた方向性 事業構築の視点	見直しの方向	見直し区分
取組項目ⅰⅱ	○	1	食品安全・安心推進事業費 R7-9 食品安全・消費生活課	食物アレルギーに関する食品表示制度については、「カシューナッツ」の義務表示への追加もあり、いわゆる「食品アレルギー」等に対する消費者の関心が高くなっているものと考えられる。このため、食品の安全性に関する正確な情報の発信とリスクコミュニケーションを一層推進し、食品に関する理解促進と信頼の確保に努めていく。	②	全世代を対象として、リスクコミュニケーションや食品の安全性に関する正しい知識の普及・啓発を引き続き推進していくとともに、特に若い世代に対して、SNS等の効果的な手法を用いた情報発信などに取り組んでいく。	現状維持
取組項目ⅲ	○	2	食品の安全・安心対策強化事業費 H25- 食品安全・消費生活課	食品関連事業者が食品表示基準に基づく適切な表示を実施できるよう、巡回調査における指導や食品表示基準改正等に関する迅速な情報提供に加え、食品表示講習会を開催し、食品製造事業者及び販売事業者に対する適正表示の普及啓発を強化する。	③⑧	食品関連事業者が食品表示基準に基づく適切な表示を実施できるよう、巡回調査については実施件数を見直し、重点対象に対する指導を効率的に実施する。また、食品表示基準改正等に関する迅速な情報提供や食品表示講習会の開催を通じて、食品製造事業者及び販売事業者に対する適正表示の普及啓発を推進する。	縮小

注：「２．令和７年度取組実績」に記載している事業のうち、令和７年度終了事業、100%国庫事業などで県の裁量の余地がない事業、公共事業評価対象事業、研究事業評価対象事業、指定管理者制度導入施設評価対象事業については、記載対象外としています。

【事業構築の視点】

①　視点①　事業群としての成果目標に対し、特に効果が高い事業の見極め、 事業の選択と集中ができているか。
②　視点②　指標の進捗状況に応じて、その要因分析及びさらに高い効果を出すための工夫、目標に近づけるための工夫を検討・実施できているか。
③　視点③　人員・予算を最大限効果的に活用するための事務・事業の廃止・見直しができているか。
④　視点④　政策間連携により事業効果が高められないか。事業群としてリーダーの明確化、関係課の役割分担・協力関係の整理ができているか。
⑤　視点⑤　県と市町の役割分担・協力関係の整理・認識共有ができているか。
⑥　視点⑥　県と民間の役割分担・協力関係の整理・認識共有ができているか。
⑦　視点⑦　戦略的に関係者の行動を引き出せているか。
⑧　視点⑧　国制度等の最大限の活用が図られているか。国へ政策提案（制度改正要望）する必要はないか。
⑨　視点⑨　経済情勢等、環境の変化に対応した効果的・適切な見直しとなっているか。
⑩　その他の視点